

議案第 89 号

佐野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の改正について
佐野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

佐野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 17 年佐野市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 11 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 8 9 号参考資料

佐野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(登録) 第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、佐野市印鑑条例第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 （代理人による申請） 第11条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第8条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。	(登録) 第4条 市長は、登録申請者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、佐野市印鑑条例第4条の例により、登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認し、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、登録を申請する書面に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 （代理人による申請） 第11条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定による申請をすることができる。この場合において、第3条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）の代理人」と、第4条中「登録申請者から」とあるのは「登録申請者の代理人から」と、第7条第1項及び第8条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と読み替えるものとする。